

平成16年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成16年3月5日(金曜日)  
午後0時58分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

◎出席議員(22名)

議長	中西	勇夫	君
副議長	吉田	栄	君
1番	吉岡	文子	君
2番	広島	雄偉	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	白木	優志	君
5番	小関	勝教	君
6番	福庄	計夫	君
7番	土井	敏興	君
8番	谷内	八重子	君
9番	長谷川	吉春	君
10番	米田	良克	君
11番	古関	充康	君
12番	矢部	正義	君
13番	谷村	孝一	君
14番	川本	政芳	君
15番	内馬場	克康	君
16番	本郷	幸治	君
18番	紫藤	政則	君
19番	荘司	光雄	君
20番	林	国夫	君
22番	長岡	正勝	君

◎出席説明員

市長	井坂	紘一郎	君
助役	田淵	明信	君
企画財政部長事務取扱			
収入役	伊藤	順一	君
総務部長	五十嵐	義昌	君
市民部長	三谷	純一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長			
	板東	知文	君
経済部長	天野	修二	君
建設部長	酒巻	進	君
水道部長	加藤	誠	君
市立美唄病院事務局長			
	堀川	泰雄	君
消防長	佐藤	賢治	君
総務部総務課長	奥山	隆司	君
総務部総務課長補佐	佐藤	裕子	君
教育委員会委員長	藤井	忠一	君
教育委員会教育長	村上	忠雄	君
教育委員会教育部長	吉田	讓	君
選挙管理委員会委員長			
	熊野	宗男	君
選挙管理委員会事務局長			
	稲村	秀樹	君
農業委員会会長	西舘	隆志	君
農業委員会事務局長	遠藤	等	君
監査委員	佐藤	昭雄	君
監査事務局長	松本	慶春	君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津 敬一 君

次 長 和 田 友 子 君  
総 務 係 長 村 橋 広 基 君

---

午後0時58分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

---

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 五十嵐 聡君

4番 白木 優志君

を指名いたします。

---

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

19番 荘司光雄君。

●19番 荘司光雄君（登壇） 平成16年第1回定例市議会に当たり、市長及び教育長に大綱6点について質問いたします。

この定例会は、井坂市長にとっては、新たな思い入れも深い定例会であると考えています。それは、いわゆる平成の市町村大合併の話の中で、美唄市は市民、議会、市長、3者ともに美唄市の行くべき道は自立の旗を掲げて、全知全能力を発揮した総力戦を展開し、原点である地域主権を確立しようと決意し、市長が言う自立元年となる重要な年であるからであります。このことについては、市長の市政執行方針の冒頭及び基本方針でも述べられております。このような背景を意識しつつ、重要課題である財政問題は予算特別委員会等に譲ることとして、そのほか重要課題について、以下質問をいたします。

まず、大綱第1点は自立についてであります。

その1は、20世紀100年を経て、21世紀は構造的にも、また価値観的にも劇的な転換が進んでいますが、このことに対する市長の全体認識を伺います。私の時代認識と21世紀価値観については、これまで幾度となく述べておりますので繰り返しません。一言で言うなら、20世紀に進んできた道の、その裏返しは21世紀の時代であり、価値観もそうであると、私は端的に考えています。市長からもその都度答弁をいただいておりますが、自立元年初めての3月定例会です。あえて総括的にお答えを願います。この時代認識を、自立を進めていく道のまず大前提を市民とともに確認したいと考えているからであります。

その2としては、美唄の自立と自律に向かう基本理念と構想についてであります。美唄市がみずから立っていくためには、その前提としてみずから律していくという立場の確認が必要であります。地方自治体におけるみずから律するということは何を意味するのでしょうか。かつて逗子市長を務められ、現在龍谷大学の法学部教授の富野暉一郎さんは次のように述べられています。「基本的要素としては、自治体の組織が地域社会に即したものとして組み立てられ（組織的自立）、地域社会における社会的需要に対応した政策や事業が地域社会の各セクター間の協働によって展開され（政策的自立）、さらにその諸活動を支える財政が健全に運営され、住民主体の地域経営が展開されること（財政的自立）が挙げられるだろう」と述べられています。私な

りにわかりやすく言えば、その地域社会が美唄とするなら、美唄に即した自治体組織が組み立てられ、美唄の社会的需要に対応した政策や事業が行政や市民、企業間の協働によって展開され、諸活動を支える財政も健全に、しかも住民主体で地域経営が展開されることを意味すると解釈いたします。要約すれば、そのまちに合った自治体組織をつくり、政策や事業もそのまちに合ったものを市民協働で行い、財政もそのまちの住民主体でまちを経営することだと思えます。

したがって、質問の趣旨は、自立は自律を前提とすることは、まさに地方自治の原点にありますから、美唄版自立の基本理念や構想もこの1点からの出発だろうと思えますが、この辺について市長の考え方を伺います。

その3として、美唄の将来を決定づける行く末を導く牽引力であるトップリーダーとして、いま改めて思いをいたしていることについてお伺いをしたいのであります。私は、指導者、特にトップのリーダーシップは、このような混迷期には物事に圧倒的な影響を与える時代であることを前滝市長さんの時代から言い続けてきました。いまの時代は、私は乱世戦国時代と明治維新の両時代を合わせた時代だと考えています。このような時代のトップリーダーの役割りと責任は、どんな組織にとっても最大ポイントであることは歴史が教えているとおりであります。リーダーの条件にはさまざまありますが、個別課題は譲ることとして、私が読んだ本ですが、乱世の指導者、混乱期の企業リーダーには、夢とロマンが要求をされる。そして、自己の夢を現実化するロマンの達成、そしてその情熱と執念が

必要。人生観としては、喜びも悲しみもともにできる人間であることを挙げる人が多いとありました。

いま井坂市長は、この歴史的な大転換期、平成の大合併時、美唄自立という壮大な夢実現に向かって、美唄市民の先頭に立って第一歩踏み出すわけですから、人の知らない気持ちもまたあろうかと思えますので、いまの思いを披瀝していただければと思うところであります。

その4として、歴史的に見て美唄市民の思考傾向と今日的未曾有の難局を迎え、市民の全体的な心理性向をどう見ているかについて伺います。美唄は、石炭、農業を機軸とした第1次産業を中心に、またそれに関連する工業及び生活面などの物資供給の商業で基本的には構成され、歴史を積み上げました。

しかし、昭和40年代半ば石炭が壊滅をし、この時点から農業も減反兼作問題が現実化してきました。しかし、経済全体としては、池田内閣の所得倍増計画以来バブル経済がはじけるまで、基本的には右肩上がりのインフレ経済が基調で、しかも政治行政は中央集権型が着々と強化されてきました。あえて簡略に戦後歴史に触れたのは、この間に北海道あるいは美唄の人たちの思考傾向も知らず知らずに初代の人たちの労苦が遠いものとなり、思ったり考えたりすることが変わっていると私は分析しているからであります。農業も石炭も国策ですから、それに左右されるし、問題も政治や行政に持ち込んで解決しようとしてきたし、また北海道の公共事業シェアに頼って、公共工事関係者もこれに依拠してきた。商工業、特に商業はその動きに合わせながら

商売をしてきた。言えば、大卒全体が相手に依拠してきたことになります。

結論として、自立性、創造性あるいは夢、ロマンにかける執念といったものが希薄になってきたと私は受けとめています。そうなる、未曾有のこの難局に立ち向かって、美唄自立への道に向かって、本当に総力戦の力はあるのだろうか。本気に勇気と行動力をどう発揮させるのか。そのためには、現在の市民の心理性向をどう押さえているかということを考えなければならないのであります。その立場で、市長はどのように考えているかお伺いしたいのであります。

その後は、地域総合事務局とも言える市役所の全体的な士気はどうか。これは、決定的なかぎを握る全職員の地方公務員、美唄市職員としての誇り、使命感、責任に裏打ちされた結束について伺います。このことについても、その重要性を訴え、過去何回か質問してきました。一言で言いますが、戦国時代のトップ武将と言われた武田信玄の歌に、「人は城、人は石垣、人は堀、情は味方、仇は敵なり」という歌があります。人事権、指揮監督権、上司の命に従う義務、すなわちトップと職員との関係は軍隊と同じ特別権力関係に立っているとき、信玄の哲学がないと、城は瓦解をしてしまいます。いま自立の先頭に立っている市長を中心に市役所という城の中、その結束について伺いたいのであります。

大綱第2は、真の地域主権についてであります。

その1は、明治以来の中央集権政治に対する認識と総括についてであります。これは、別に説明することはありませんので、率直に

お答えを願います。

その2は、今日日本の再生は地方及び地域の自立しか、その道筋はないと言われていますが、このことは住民の意識が変わることを意味することになると思います。市民の意識改革に取り組む考え方についてお知らせ願います。

その3は、情報先端技術の導入はもちろん重要であります。地域が主体性と自立性を発揮し、真の地域主権を確立するには、地域の産業、歴史、文化、芸術あるいは伝統的技術、技能など、あらゆる地域の資源を創造的に、しかも手づくりで利活用を進め、これを実践することは21世紀の価値観に合致すると考えています。この面における現況はどのような状況か、お知らせを願います。

大綱第3は、小さな市役所づくりと徹底したアウトソーシングであります。

その1は、行政と住民の責任と権限について本来的な立場で議論し、美唄版アウトソーシングの原則をはっきりさせることが必要と考えます。アウトソーシング分野の拡大に対しては、規制緩和策として、たとえば公の施設の管理については地方自治法の改正によって、これまで公共団体か公共的団体のほか、一定の出資法人に限られていた管理委託制度が法人その他の団体に範囲が拡大され、指定管理者制度も変わりました。小さな市役所を目指し、効率的な行政運営を目指すため、この制度を活用し、積極的にアウトソーシングを進める必要があると思いますが、この場合先ほど申し上げた行政が担うもの、アウトソーシングすることの有意性などを整理し、市の統一した方針のもとに一定の基準を整備す

る必要があると考えておりますので、この点については前段質問と関連してお答えを願いたいと思います。

その2は、現在行っている業務委託の内容と、新年度新たに予定している業務があるとするなら、あわせてお知らせ願います。

その3は、「官から民へ」アウトソーシングすることによって、地域も住民も行政もよくなると考えられる業務であります。私も書物などで調べてみますと、それぞれにどうやればとか考え方はありますが、ここで述べないことにします。

ただ、適する業務や事業について、若干例を挙げたいと思います。個別には申し上げませんが、1つには保健・医療または福祉の分野、まちづくり推進の分野、文化・芸術・スポーツ振興の分野、環境問題の分野、災害救援の分野、地域安全の分野、国際協力の分野、男女共同参画社会の形成の分野、子供の健全育成、これらの分野は特定非営利活動促進法に例示されているものであります。幅広く検討すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

その4は、市民参加のデザインという立場で総合的にとらえて、市民、企業、行政、NPOの協働に対する意思の統一というか、1つの考え方を持つべきではないと思っておりますが、お答えを願います。

大綱第4は、美唄市の地域医療についてあります。このことについて、さきの12月定例会でも質問しておりますが、いま最も重要と考えております。美唄自立にとっても、美唄地域の医療機能の有意性を発揮したビジョンを確立し、行動を起こすときと考えてい

ます。民間も含めた地域医療資源を総合的に生かし、個性化、差別化を図るなどして、地域医療のあるべき姿を示し、それを美唄の売りとして近隣、全道、全国に情報発信する。そのことを可能ならしめるのは、いわゆるIT社会を使いこなす。この小さな美唄市が挑戦するべきと考えますが、いかがでしょうか。

その2は、具体的に内科医師確保の状況と産婦人科の今後の見通しについて、労災病院の脳神経外科の再開が決まったようですが、その状況とあわせて、緊急時の対応についてお知らせ願います。

大綱第5は、環境行政の戦略性についてあります。環境問題について、ここでの述べる必要はないと思っております。21世紀地球上の人類にとって避けられない課題であることは論をまちません。

その1つとしては、美唄市のまちづくりの戦略柱の1つにこの環境を取り上げて、全体の合意を得ております。行政全般を見るとき、果たして戦略柱となっているのか疑問でありますので、その位置づけ、取り組み状況、また新年度に対する考え方を示していただきたいのであります。

その2としては、ごみ問題を中心に、平成15年度から18年度及び24年度に向けて大きな動きがあるようですが、現状と新年度以降の動向について明らかにしていただきたいのであります。

その3は、環境問題は行き着くところ、精度の高い循環型社会を構築することにかかっているわけですが、美唄自体のグランドデザインや、あるいは基本フレームについて、どうなっているのか率直に伺います。

大綱の最後は、教育行政についてであります。教育長の教育行政執行方針演説で、「教育改革の流れが一層加速する中で、国においては、教育基本法や義務教育国庫負担制度の見直しなど、教育の根幹に関わる議論が交わされています。

北海道においても、新しい教育課題への対応方法を示した第三次北海道長期総合計画後期実施計画の策定や、調和のとれた学校経営の推進など、大きな動きがあります。」と述べられています。私がお伺いしたいのは、まずこの内容面、そしてそれよりもこのような動きに対して市教委は流れを見ているだけなのか、あるいは一定の議論をしながら、みずからの意思を固めたり、おいしいところどりをとって、したたかな計算を働かせながら、美唄オリジナリティーあるいはアイデンティティーが発揮され、確保されるような知恵を働かせながら、この改革の動きにみずから美唄の自立に向かっての能動的な対処しているかどうか、まずお聞かせ願います。

その2は、今日の教育改革の情勢のもとでは、当然に委員会や事務局職員の緊張感も大変なものがあると思います。それだけに日常的な情報交換あるいは情報の共有、各部課係また現場などで抱える問題など、大きいことから、あるいは現場処理で済むことでも常に全体で認識し合い、処理結果もわかり合うということを不断に重ねておかないと、認識などが個々にばらばらになるおそれがあると考えます。どのような状況になっているのか、お答え願います。

その3は、教育委員会事務局は、学務課は教育現場にかかわることの管理、生涯学習課

は施設管理とマンパワーとの接点、打ち合わせ、体育振興課は施設管理と行事消化、また図書館、学校給食とあるわけですが、大きくは管理業務化しているものが多いのであります。事務局の業務執行について、前例踏襲などが通用しない時代を迎えているわけで、この際いままでを総括して、今後の方向性を見つけ出す努力をすべきと思いますが、教育長の見解を伺います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、自立について、21世紀の歴史的な転換に関する私の認識についてでございますけれども、かつてのような資源やエネルギーを消費し、規格・大量生産型の工業社会は確かに物の豊かさを実感させるとともに、科学技術の急速な進歩をもたらし、さらには情報化、国際化を進展させてきました。

しかし、冷戦構造の消滅やバブル経済の崩壊とともに20世紀が終わりまして、少子化や高齢化、環境問題など多くの課題を抱えたまま21世紀を迎えているというふうな認識を持っております。

20世紀に生まれ、20世紀を生きてきた私たちを取り巻く環境は、想像もできないほど急激で構造的な変化が起きているというふうに思います。

特に人々の価値観は「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと、そしてまた「画一的な考え方」から「個性的で多様な考え方」へなどと、時代が大きく変わったと認識をいたしているところでございます。

私は、この21世紀という時代を、これま

で当然のこととして受けとめてきたさまざまな社会システムが通用しなくなる一方で、決して1つの型にとらわれない自由な発想や独創性が重んじられ、人間がより人間らしく生きていくことができる時代になっていくのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、美唄のいわゆる自立と、それから自律に向かう基本理念と構想についてでございますけれども、先ほど議員の方から地域社会について、いわゆる律する方、外部からではなくて、自身で立てた規範に従って行動する。その面から見ると、地域社会というのは組織的あるいは政策的、財政的ないろんな課題があるというご指摘がありましたけれども、やはり地域の自主性を高めていくためには、自分たちのまち自分たちの手で作り上げていくことが基本であるというふうに考えております。このため、情報を共有し合い、政策の決定過程に市民の参加をいただくなど、自己責任・自己決定のもと、個性豊かで活力に満ちた協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えており、現在自立推進計画を策定しているところでございます。

次に、新しい美唄づくりに向けた私の基本姿勢についてでございますけれども、美唄には炭鉱や農村で培ってきた支え合いや助け合いの精神風土が根づいており、私たちだけではなく、美唄を離れふるさとにさまざまな思いを寄せ、愛着を持っておられる方々がたくさんいらっしゃることを私は肌で感じております。

時代は、いま大きな転換期にあり、市の財政状況も極めて厳しい中にありますが、私た

ちが住んでいるまちへの熱い思いであるとか、ロマンを失うことなく、個性や顔がしっかりと見える新しい美唄を目指して、いかなる困難にも正面から立ち向かい、この美唄の歴史や文化をしっかりと将来に引き継いでいくことが私の使命であると考えております。

次に、自立に向けた市民の皆さんとの関わりに関連いたしまして、先ほど議員の方から、歴史的に見た場合、市民の思考的傾向が、いわゆる保護政策というんでしょうか、そういうものの思考のご指摘もありましたけれども、一方で先ほどもちょっと申し上げましたけれども、本市の歴史を振り返りますと、農村や炭鉱住宅街などで互いに助け合いながら困難を乗り越えてきたという生活文化があり、最近ボランティア活動にとどまらないさまざまな自主的な支え合いの動きが広がりつつあります。急速に少子高齢化が進んでいる現在、このような支え合いの心は、自立を進めていく上で極めて大切なものであるというふうに考えているところでございます。

次に、職員と私との信頼関係についてでございますけれども、これからは小さな市役所づくりや協働の仕組みづくりなど、自立に向けたさまざまな改革と意識の転換が必要であり、これらの取り組みを進める上で、職員はその担い手としてそれぞれの能力を最大限に発揮しなければならないと考えております。

しかしながら、改革への不安を感じている職員もいると思いますが、私としては美唄の自立に向けて、困難を伴う改革や新たな取り組みに対して、喜びも悲しみもともにできる信頼関係を築いていかなければならないと、思いを新たにしているところでございます。

次に、地域主権について、中央集権型の行政システムについてでございますけれども、明治以来の中央集権型の行政システムは日本の近代化や戦後の復興、経済発展に効果を発揮してきたものの、東京圏への一極集中であるとか、あるいは地域格差の拡大などの弊害が生じてまいりました。これに対し、歴史、文化、自然条件などの個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりが求められてきたことから、今日の地方分権の動きにつながってきていると考えております。

私は、今後の国と地方の関係を考えるとき、地域の持つ潜在力が十分に発揮できる行政システムを築いていく必要があると思っております。

次に、地域活性化のための意識づくりについてでございますけれども、「まちづくりは人づくりである」と言われるように、多くの人がまちづくりに関心を持ち、積極的に関わってもらうことが大切であることから、これまで情報公開や市民参加などの取り組みを進めてまいりました。地域の活性化を図る上では、市民、企業、各種団体などの皆さんのさまざまな自主的な活動を通じて、「自分たちができることは自分たちがやる」という意識の芽生えをさらに伸ばしていくことが大切であると考えております。

次に、地域づくりの取り組みについてでございますけれども、これまで福祉、環境、産業、芸術、文化などさまざまな分野で市民の皆さんによる多くの自主的な活動が始まっております。

今後このような動きが広がり、地域の中で幾重にも張りめぐらされたネットワークがで

きるよう努めてまいります。

そして、このようなネットワークの中で、だれもがいきいきと暮らしながら、みずから考え、みずから地域を築いていくことが地域主権の基礎となっていくものと考えており、今後とも市民の皆さんとともに自主性・自立性を持った特色ある地域づくりの取り組みを進めてまいります。

次に、小さな市役所づくりとアウトソーシングについてでございますが、行政運営の効率化と市民サービスの向上のため、これまで以上に業務の外部委託や施設管理の民間委託を進めていく考えでございますが、委託が可能なものをすべて委託するというのではなく、このことによって民間の活力が生かされ、市民がよりよいサービスを享受でき、さらに経費の節減が図られることが望ましいと考えており、また市民、事業所がそれぞれの責任において行政運営にかかわっていただくことが協働による自立したまちづくりを達成する上においても重要なことと考えております。このことから、アウトソーシングを進めるに当たりましては、これら基本的な考え方のもと統一的な取り組みが必要であると考えているところでございます。

次に、アウトソーシングの現在の状況と新年度の業務についてでございますが、現在施設管理については、第3セクターやNPO法人、町内会等による管理運営全般の委託のほか、民間事業者による清掃や警備業務などの一部業務委託がございまして、

新年度新たに予定している業務としては、浄水場の夜間等の管理業務と、市が直営で行っていた除雪路線の委託を予定をいたしてい

るところでございます。

次に、有意性が期待できるアウトソーシングの業務についてでございますけれども、議員が保健・医療・福祉・文化など例を挙げられました分野での業務については、指定管理者制度の導入に向けた検討を行う中で、効率性やサービスの向上、民間の持っているノウハウなど総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

次に、アウトソーシングに向けた意思統一についてであります。行政と市民、企業などが協働してまちづくりをさらに進めていくことが重要な課題でございます。アウトソーシングを進めるに当たっては、行政、住民、さらには事業者がともに向上しながら、共通の目的、目標、考えのもとに、それぞれの責任と役割りを果たしていくことが協働のまちづくりにつながるものと考えております。

次に、地域医療について、美唄地域医療ビジョンにかかわる取り組みについてですが、地域医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、本市がこれまで培ってきた医療資源を生かし、市民の健康を守っていくためには、必要な医師の確保を図るとともに、中長期的な視点での総合病院のあり方や地域医療体制全般に対する検討が必要であると考えております。このため、私としては地域の優位性や可能性をいかすという視点から、近く示される労災病院の再編計画を踏まえ、医師会や医療機関などとの協議を進め、対外的にもこれからの地域医療の方向性につながる新たな地域医療体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医師の確保についてでございます。

けれども、内科医師につきましては、本年4月に常勤医師1名、9月には非常勤医師1名を確保できる見通しであり、さらに常勤医師1名について、いま折衝（働きかけ）をしているところでございます。

産婦人科につきましては、大変厳しい状況にございますが、入院機能を含めた診療体制を継続することを基本に、関係機関に要請を行っているほか、道外の大学を訪問するなど、医師の確保に努めているところでございます。

労災病院の脳神経外科につきましては、再開に向け、関係大学病院に出向き、要請してきたところであり、本年4月から週1回の外来診療が行われると伺っております。

なお、脳疾患に係る搬送や救急業務全般に万全を期すため、新年度に2台目の「高規格救急自動車」を配備し、市民の皆さんが安心できる体制を構築してまいることといたしております。

次に、環境行政について。本市の豊かな自然を未来に引き継ぐため、今日までごみの分別収集やリサイクル等による減量化、あるいは下水道及び個別排水処理施設整備、さらには宮島沼の環境保全など、環境に優しいまちづくりに取り組んでまいりました。

新年度におきましては、これまで各分野ごとに進めてきた自然環境の保全や廃棄物対策などの環境施策について、全体的に統括する組織体制をつくり、より連携のとれた実践的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理の動向についてでございます。現在資源ごみ以外につきましては、埋め立て処理をしており、最終処分場の埋め立

て容量が平成18年度でなくなる見込みでございます。このため、新たな最終処分場の整備に向け準備を進めており、平成16年度においては整備計画書を国へ提出し、平成17、18年度2カ年で工事を行い、19年4月に供用開始を予定しているところでございます。

また、1月に開催をされました「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」で、生ごみを含めた可燃ごみの広域処理開始年度を平成24年度と定めたことから、本市といたしましては広域処理するまでの間、生ごみを含めた可燃ごみについては、暫定的に埋め立て処理することといたしております。

平成16年度には、「廃棄物の減量等推進審議会」を設置し、これからのごみの適正処理や減量化、再資源化などについてご審議いただくことといたしております。

次に、循環型社会への取り組みについてですが、今日限りある資源の消費を抑制し、廃棄物の再資源化や減量化など、環境に負荷をかけない循環型社会が求められております。

このため、市民、事業者、行政が連携を図りながら、循環型社会の形成に向けた積極的な参加と適切な役割分担のもと、一層の廃棄物の発生抑制やリサイクルの取り組みなどさまざまな施策を講じる必要がございます。

市といたしましては、市民、事業者への情報提供などに努めるほか、みずからも事業者として環境管理システムの導入や、クリーン製品の使用など率先して行動し、循環型のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 荘司議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、教育行政執行方針の主な内容についてであります。教育基本法につきましては、昨年の見直し議論の中で、教育振興基本計画を策定し、実効ある改革が必要であるとの提言がなされております。

また、義務教育費国庫負担制度につきましては、義務教育の水準を確保しつつ、教職員の給与や配置について、地方の裁量を拡大することなどが議論されました。いずれも我が国の教育の根幹をなす法律や制度であることから、今後も慎重な議論が続くものと承知しておりますし、こうした国の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、こうした変化の激しい社会の中で、時代を超えて変わらない価値あるものと、時代の変化とともに変えるべきものを見きわめた教育を進めていくことが必要であると、このように考えているところでございます。

昨年策定されました第3次北海道教育長期総合計画後期実施計画には、基礎基本の定着のための指導方法の工夫、改善や教員研修の充実など、本市の教育課題と一致する方向が示されたことから、これらの課題に主体的に取り組まなければならないと考えております。

また、主任制問題の解決等により、今後は校長や教職員が一体となって、これまで以上に調和のとれた学校経営を推進することが必要であるとと考えております。教育委員会といたしましては、変革のさまざまな潮流を的確にとらえるとともに、社会の変化に対応しながら、本市の歴史や特性を生かし、美唄らし

さを発揮していくことが大切であると考えております。その上で、地方分権の時代における責任と自主・自立の精神に基づいて、家庭や地域と一体となった新しい時代の学校教育、社会教育及び社会体育の充実に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、教育委員会事務局の日常的な情報の交換等についてであります。今日少子化や価値観の多様化など大きく変化する時代背景のもと、教育行政を取り巻く環境の変化を機敏に、そして的確にとらえることは大変重要なことでもあります。教育委員会、事務局職員とともに前例踏襲にとらわれることなく、日常的に情報の積極的な収集に努め、分析及び交換を行わなければならないと考えているところでございます。そのため、事務事業評価システムや本年度から導入されました公文書情報提供システムの効果的活用などにより、多様な情報を共有し、教育委員会事務局並びに関係部局との連携により、課題解決に向けて横断的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、教育委員会及び事務局の問題処理などの総括と今後の方針についてであります。これまでも教育委員会の機能の充実、活性化に向けて活発な議論が行われ、その結果を事務局職員はじめ学校教職員などが真剣に受けとめ、それぞれが実践していくことができる体制づくりに努めてきたところであります。今後におきましても、さらに市民の皆さんとの機能的な協働体制づくりに努め、各職場における問題処理につきましても、定例の所属長会議はもとより、各所属ごとの職員による

ミーティングを開催するなどして、教育委員会及び事務局職員が一丸となった執行体制を確立してまいりたいと、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 19番 荘司光雄君。

●19番 荘司光雄君 市長には、3点ほど再質問させていただきますが、まず自立の問題のところで、市長は牽引力であるトップリーダーのところで、自分の使命感は打ち出されましたが、やはりリーダーシップを働かせるという部分の、そして全体をそういう方向に理解をし、納得し、心から進めていこうという必要な部分があるんですが、その部分については市民の皆さんが非常に動きが出てきているというような認識の中で自分の使命感を出されましたが、そういう認識が出ていようと、いまいと、やっぱり率先して全体を動かしていく、人を動かしていくという、こういう大きな役割があるんですが、人を動かすということは、基本からいうと、利害や何かはこれはまた別ですけれども、人を動かすというのは、やっぱり理解、納得と同時に感動というのが必要なんです。心から動くというときには、やはり自分も感動するし、相手も感動すると、こういう部分は必要なんですけれども、そういうことを含めまして、トップリーダーのリーダーシップの発揮、これらについてももう1度伺いしておきたいと思っております。

それから、自立の基本理念、構想の問題については先ほど申し上げて、これはわかりません。ただ、市政執行方針の中でも出ておりましたが、自立推進計画は、これは推進の計画です。言えば実践計画です。そうすると、や

っぱりそこにあるのは基本の理念に基づいた構想というのが俗に言われるグランドデザインなんです、構想というのがあって、そして推進計画というものになっていくわけなんです。これ市の総合基本計画を立てる場合でも同じことです。いわゆる基本構想、長期基本構想というのは、これは自治法に定められて構想を定めなきゃならないし、議決事案になります。しかし、基本計画は執行権に入っていくわけでありまして。これは、具体的な実践でありますから。

ですから、そういう意味では自立の推進計画に盛りたいということですが、少なくとも理念に基づいた構想というものをその前に明らかにして、これは決して個別的なことから、議決事案ではありません。市全体のものでありませんけれども、そういうような形で作業が進められるべき性格のものだろうと思うのです。この場合、内部的に行政が進められていくことは、これは手早いのかもしませんが、構想そのものがやはり一番重要でありますから、そうするとそういう構想を立案するときからの事前の市民参加、市民の意思の反映、こういうことが担保されて、そして構想のでき上がりまでの時間というものは、これは早急に着手しなければならないことだろうと思うんです。ですから、新年度どういう形の組織、機構あるいは人事体制が行われるのかわかりませんが、そこにはそれなりの考え方を持って市長はおやりになると思いますが、自立をテーマにして、これが遅々として進まずという形になりますと、どうしても市民全体からの自立でいこうという、そういうふうと考えられたことにやっぱり不安と揺

らぎが出てくる。この辺について、やはり早期に、しかも構想立案化と理念の確認、この辺をタイムスケジュール的にも、具体的にタイムスケジュールは要りませんが、そういう考え方の中で進められるべきものだと考えていますから、その点についてお伺いをしたいと思います。

それと、先ほど市民のいろんな歴史的に見てという形で私は申し上げました。それは、真の地域主権のところの2番目の質問の地域再生のプログラムの問題と同じことなんですありますが、確かに市長が言われたように、美唄は炭鉱の人たちが1つ事故が起きたら、もうその地域全体がずしんと沈んでしまうほど、人の事故は自分の事故だというぐらいの本当にお互いが、言えば他人と他人の関係などというようなものではない、よい結びつきがありました。それから、農村等も同じことがありました。

でも、当時から言われていることがありました。これは、私は役所に入ったところに、学校の先生をやっておられた菅市長さんから聞いたんですが、「美唄にはどうしても消しがたい3つの考え方がある」と言われました。それは、「1つは農村の人たちの考え方。1つは、炭鉱地帯の人たちの考え方。1つは、母町を中心とする人たちの考え方。この3者は、どうかけても溝が埋まらない。相当時間をかけて何を行おうと、これからどういうような歴史が生まれていくかわからないが、根っこにあるこの3つの考え方は美唄のどうしても埋まらない溝となることがあり得るよ、荘司君」と、こういうことをおっしゃられております。もういまから三十数年前でありま

すが、私はこのことを基礎にして、いまの歴史的な思考というか、美唄市民の考え方を聞いてみますと、やっぱり根強くあります、これは。

それで、美唄の力がなかなか結集ができないという、そういう側面がどうしてもあります。これは、政治的な要因があるのか、そういう地域的、職業的あるいは産業的要因があるのか、さまざまでありますけれども、どうしてもいろんな形で、不団結のまち、あるいは美唄を称して政争のまち。それから、かつてよく商工診断をされたあの遠藤先生などは、助役なんか特におわかりだと思いますが、どうしても商工関係は商工内部の不団結、団結しない、1つにならないまち、これはずっと根強くあります。ですから、この部分をこの非常事態のときにどうやって克服して、それぞれの思い入れや政治信条、それはいいです。しかし、一たびそのことが終わったり何だりしたときに、1つに美唄というものをどうするか。こうしようよということになる、1つになるという力が非常に薄れている。その側面を私は危惧しているんです。

ここをやはり市長の、自立というこの道を選んだ以上、本当に我々も、それから市長も、執行機関の全職員もそういうことに本当に思いをいたさないと、私はいわゆる自立という方針を立てて、そして自分たちのまちを自分たちの手でつくろう、それから痛みも出よう、でも乗り切ろうと。壮大な自立という夢をかけたわけですから、全市民と一緒にあって、その夢は私たちのロマンです。それをなし遂げていく情熱と、それから執念と行動力を全体で燃やしていかなかったら、美唄の自立と

いう道はなっていないと思うんです。やはりこれは市長が先頭に立たざるを得ないわけでありますから、その辺を前段申し上げたどうしても消しがたい、それから不団結の非常に強い美唄のまちということに対する側面も克服しなきゃならないはずで、いま。

ですから、それは市民自身も、私たち自身も克服しなきゃならない。職員自身もみんなしなきゃならない。やはりそこで一番リーダーシップを発揮していただかなきゃいけないのが市長であろうと思うんですが、その辺の、先ほどは美唄のよい側面が出ました。それは、よい側面伸ばしましょう。しかし、やっぱり消しがたい部分は、これはひとつ乗り切って克服していこうというような市長のトップリーダーとしての主導性であり、あるいはそういうものをつくっていく戦略を持っているわけですから、どういうところから火をつける。私は、何だかんだ言っても、まずは議会及び市長としては自分のお城の問題だと思います。1つになるかどうか。そこから領地、領民のところへ出かけていくはずで、その辺について、もう1度まとめてお答えしたいと思います。

それから、もう1つはアウトソーシングです。このアウトソーシング、私の質問にも触れておりませんが、これは新たな雇用の創出という問題と必ず常につなぎとめていかなきゃならないと思っています。これは、いろんな形で、NPOであれ、あるいは指定管理者制度であれ、さまざまな形でもって行われても、そこにはやはりそういう業務の内容の中に、これは非営利で行われますが、必ずしも常雇用とは限らない。家庭の主婦が何時から

何時まで何時間なら協力できる、何ができるとか、相手とその事業者とのかかわりの中で、理解、納得さえすれば、時間刻みだとか、いわゆるパートとは違います。そういうような形のもので、目標を持って事業をやるんですから、これは。ですから、そういう意味でのさまざまな雇用形態、お年寄りからはじめお子さんを持っている家庭の主婦に至るまで、さまざまな雇用形態が創出されて、一定の所得を上げられるような運営とつくり方があります。いわゆるボランティアとは違う形。この辺の雇用に対する物の考え方。したがって、私が市長にこの雇用の問題で、アウトソーシングの問題で言えば、このアウトソーシングは、市長、先ほどばらばらに何でもやるという問題じゃなくて、1つの考え方のもとで、やっぱり統一してやらなきゃだめだと、そういうふうに言われましたが、そのとおりだと私は思います。

そこで、そうだとするならば、このアウトソーシングに対する1つの係をつくれとか、そんなんじゃないです。どこかの課にアウトソーシングについて、やっぱりもう少し。どうもこれは、アウトソーシングの問題等について、道の場合は大きいですから、特にNPOなんかについての課か係か何かが1つのスタッフつくりましたが、そこまでやれとは言いませんが、どこかにそういうことを研究させる。しかも、それは早い時期にやらせるという。いつまでもだったら、だらだらやっているわけにいかないと。それは、だれか重複任務になると思います、そのために人を採用するなんてことできませんから。そういうようなポジションをどこに置くかということ、

まず早急に考えていただけたらと思っています。これは、3月ですから、4月に市長の専属権である人事も行われるでしょうし、あるいは機構の問題も行われるでしょうし、それから事務分掌がえも行われるでしょうし、そういう中でひとつ配慮されることが、例えばスピードを伴った仕事になっていくと、そういうふうに私は考えているんですが、その辺についてお答えを願いたいと思います。

あとは教育行政に1点だけ伺います。いままでのところ大体わかりましたけれども、今回の場合は予算委員会等がありますから、全体も。それで、その他の中でもってちょっと中身を具体的に思っている事項もあるんですが、1つだけ聞きます、教育委員会の場合。市政執行方針に、いま本当に日本全体でも問題になっているし、子供たちも問題になっているし、教師も非常にそのことについてどうやるかということで、いろんな実践が行われている課題に学力低下の問題があります。学力低下の問題について、教育行政執行方針には言葉1つ出てこないんです、今回。学力低下という言葉は、いまこれだけの課題になっているんですが、1つも出てこない。国際規格やいろんなものからいっても、美唄はそれを上回っているぐらいの学力担保されていると。それならさらに前進させていけばいいけれども、そうとは考えられないと思います。

いずれにしろ、学力低下の問題については、複数の先生方がついたり、地域のボランティアの人たちが教室を開放されてやってみたり、もう小さな町村の至るまで、さまざまな実践例がテレビやいろんなもので取り上げられています。新聞等にも、私たちが持っている、

あるいは取り上げている行政関係の雑誌等にもよく出てきています。それだけの課題になっていることは間違いありませんね。客観的には、国際規格では、必ずしもかつての日本の学力ではないわけですから、小中高含めて、もう東南アジアの中でさえどんと落ちちゃっているわけですから、先越されているわけですから、アジア系統の中で。ですから、これは事実だと思うんです。それは、くどいこと言いません。

いずれにしろ、学力低下がこれだけ問題になっていながら、教育行政執行方針には言葉1つ出てこないということは、十分取り組んでいるとすれば、もっとあるはずなんだけれども、なぜなのかなという不思議さを感じておりますので、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 荘司議員の再質問にお答えいたします。

初めに、自立に関連いたしまして、私のリーダーシップについてでございますけれども、当然何か物事をやるにしても、何をやるにしても、やはりまず感動がなかったら、人というのは動かないと思います。先般も観光というのは感動産業だとおっしゃった方がいらっしゃいますけれども、たとえばお客様が感動したら、またリピーターとして来る。そして、サービスする方も一生懸命お客様にサービスをした場合に喜ばれる。そうしたら、もっともっと自分としてもサービスの向上に努めようと、当然そういう形であろうかというふうに思っております。ですから、これから自立のまちづくりを進めていくためには、やは

り当然市役所の職員、それから市民の皆さん、みんなと協働したまちをつくっていかなくたならだめなものですから、そういう面でお互いに感動が共有できるような手法で、私は精いっぱいいろいろなまちづくりに当たっていききたいというふうに考えているところでございます。

それに関連いたしまして、いわゆる自立に向けた市民とのかかわりで、るるただいま議員の方からお話ございましたけれども、やはり美唄が1つになるためには、市役所がまず心を1つにして、自立の計画をこれからのいろいろなものをつくり、あるいは市民の皆さんにご説明をして、そして市民の皆さんと一緒にやる。そういうものもやはり市役所から、まず自分の足元からしっかりして、そしてそれらを広がりにはしていかなければならない。そういう形で、私が先頭に立って進めていききたいというふうに考えているところでございます。

それと、いわゆる自立の理念、構想についてでございますけれども、4月か5月の早い時期に、いま自立の推進計画をつくる場合に、当然市民の皆さんと一緒に参画をしていただきますので、そういう中で、これ仮称ですけども、「まちづくり推進市民委員会」みたいなのを早い時期に立ち上げて、そして当然理念なり構想があって、初めてそれが具体化していくものですから、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

それと、最後にアウトソーシングに関連いたしましてですけども、当然いまの少子高齢社会になっていきますと、一方でたとえば仕事をしたいという方、それから一方では自

分はこういう時間帯にはこういういろんな技術力を発揮できる、そういうものをやはりうまく組み合わせて、そしていわゆる働く場というものをお互いにつくっていくということが必要だというふうに思っております。そういう関係で、その辺のことについて、いまどの部署という形では申し上げられませんけれども、少しく研究をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 荘司議員の再質問にお答え申し上げます。

学力低下問題につきましては、確かに文言としては教育行政執行方針については、今回記載してございませんけれども、マスコミ等で報道されておりますとおり、本市におきましても学力低下というものは非常に切実な問題として、私ども認識しております。

また、保護者等の不安を払拭するために、そのために確かな学力の向上、子供たちが自分なりに問題を見つけ出して、それを解決しようとする姿勢、資質、そういったものを養うこととございますけれども、そういった確かな学力の向上やきめ細やかな指導の充実、こういったことが求められるわけでございます。こういったことに対しまして、今年度の教育行政執行方針の中では、小中学校教育の学習指導におきまして、児童生徒がわかる授業づくりを進めることを強調して、この中で学力低下問題に対応しようと、そのように考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

1 番吉岡文子君。

●1 番吉岡文子君（登壇） 2004年第1

回市議会定例会に当たり、大綱4点について市長及び教育長に質問いたします。

アメリカ、イギリス軍によるイラク攻撃から1年がたとうとしています。戦争の大義としていた大量破壊兵器は、いまだ発見されていません。世界の多くの人々の戦争反対の声を重く受けとめ、外国の軍隊はイラクから撤退し、イラクの将来はイラク国民の手にゆだねるべきです。援助をするなら戦車や弾丸ではなく、イラク国民が安心して暮らすことのできる平和な国家を復旧させるためのお金と物資だと思います。憲法違反の自衛隊派兵を中止し、イラク国民に1日も早く平和な日々が訪れることを強く願わずにはおれません。

さて、質問に入ります。大綱の1点目は、「自立元年」の市長の姿勢についてです。昨年来の市町村合併の議論の中で、美唄市は厳しくても自立の道を歩んでいこうと、市民の皆さん、市長、議会とも一致団結して2004年をスタートしました。市内で一番多くの職員を抱える市役所の職員の給与は、美唄市内の経済にも多大な影響を及ぼすこととします。

そこで、お聞きします。過去5年の職員の基本給と期末勤勉手当の推移を教えてください。

過去5年の市長の基本給と期末手当の推移を教えてください。

現在市長が使っている公用車の購入年、金額について教えてください。各地方自治体では、市長公用車を廃止するというニュースも聞こえていますが、市長公用車を所有する意味についてどのようにお考えか、教えてください。

大綱の2点目は、市職員の勤務状況についてお聞きします。この問題については、過去にも何度も質問されています。700人以上の職員を抱える市役所の労働条件は、美唄市内のほかの事業所に与える影響も大きいと思いますので、お聞きいたします。昨年度部署別の超過勤務の実況を時間と金額で教えてください。最大時間の職員の時間数と勤務部署についても教えてください。

次に、年次有給休暇の取得状況についてですが、平成15年度の年次有給休暇の取得状況について、部ごとに教えてください。

次に、退職者の状況と原因についてですが、過去3年間の退職者と各種休暇をとった人の人数と、その理由について教えてください。特に精神神経系への疾患によるものとわかっている場合は、その人数についても教えてください。

次に、嘱託職員、臨時職員の採用はどのようになっていますか。また、部署ごとの嘱託職員、臨時職員数と正規職員に対する比率はどうなっていますか、教えてください。

大綱3点目は、災害対策についてお聞きします。今回は、2月23日の当市での猛吹雪での件についてお聞きいたします。被害状況は、どのようなものだったでしょうか。

大綱4点目は、学校教育についてです。

1点目は、昨年来の本市公式ホームページ、情報交流掲示板についてです。どういったものかおわかりにならない方もいらっしゃるかと思いますので、ここでそれについて読み上げたいと思います。投稿題名「小学校1年生の指導法?」。投稿者ほしのゆめ。投稿日、2003年12月24日午前10時3分。文

面です。「先日、市内の小学校1年生のあるクラスで道徳の時間(?)に先生が子供たちに「仲よくしたくない子の名前とその理由」とやらを聞いて、黒板に名前を書き出し、名前が出た子に全員の前で謝らせる、という授業を行ったそうです。指導法に疑問を持ち先生に問い合わせに行った家庭も数件あったそうですが「何が悪い」ということで取り合ってもらえなかったようです。

その後学校を休んでしまう状況になった子もいたそうです。第三者であり、意見を言うべき資格ではないかとは思いますが、以前似たような状況で指導法が問われていたのを新聞等でも目にしたことがあります。

先生だからといって、むやみに子供を傷つける権利はないと思うんです。私個人としては、とても疑問に感じることなのですが、皆さんどう思いますか?」、こういった文章でした。こういった書き込みは匿名で、自分の立場を全く明らかにせずに、自由に、いわば勝手にできることなので、この内容を全く信用するわけにはいきません。

そこで、この内容について、いつ気づき、どのように対処しましたか。

また、事実関係についてどのように把握しているのか、具体的に教えてください。

2点目は、学校体育施設開放事業についてです。この事業の目的と利用基準について教えてください。

また、学校別の開放状況について教えてください。管理体制についてはどうなっているのでしょうか。謝礼や施錠、戸締まりなどの責任はどのようになっているのでしょうか、教えてください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、公用車についてでございますけれども、平成14年度に450万円で購入いたしました公用車は、私以外にも使用する共用の車として購入したものでございます。

なお、その際専用の運転手についても廃止をいたしました。こういう公用車、共用車は出張時における効率的な公務の遂行などに必要と考えておりますので、当面は現有の車両を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、暴風雪被害についてでございますけれども、2月23日の早朝から沼の内、中村、開発南、上美唄、進徳、茶志内、豊葦、峰延などの農村地域を中心に1,382戸が停電となりまして、一部の地域では復旧に翌日の早朝まで時間を要しました。

また、農業用のビニールハウス、小学校のフェンスの倒壊や市営住宅の屋根の一部などに被害があったほか、地吹雪のため、市街地の一部と農村地域のほとんどの路線が吹きだまりにより通行不能の状態となりました。この吹雪による交通事故については、市内において国道、道道、市道などで人身及び物損に係る事故が18件発生をいたしております。

市といたしましては、北海道電力の復旧作業と連携をしながら、停電地域の除雪を最優先に進めたほか、農事組合の協力を得ながら、長時間停電の独居老人のお宅や小さなお子さんがいるお宅などに復旧の見通しなどを電話連絡し、対応いたしましたところでございます。今後北海道電力と大規模な停電が発生した場

合の対応策などについて協議をすることとしております。

なお、職員、市長の給与及び職員の勤務状況等につきましては、総務部長から答弁をさせます。

●議長中西勇夫君 総務部長。

●総務部長五十嵐義昌君 吉岡議員のご質問について、大綱1点目の「自立元年」の市長の姿勢に関します市長及び職員の給与について、大綱2点目の市職員の勤務状況について、私から答弁させていただきます。

初めに、過去5年間の職員給与の推移についてであります。基本給の改定率については、平成11年度はプラス0.32%、12年度、13年度は改定がございませんでした。14年度はマイナス1.95%、15年度はマイナス1.06%となっております。期末勤勉手当につきましては、平成11年度が4.95月、平成12年度が4.75月、平成13年度が4.7月、平成14年度が4.65月、平成15年度が4.4月となっております。

また、さらに役職加算率につきましては、4級主任職を除き、15年度に役職に応じて5%または2.5%の引き下げを行っております。

なお、平成16年度から2年間、職に応じて基本給を1%から3%削減、期末手当年間支給割合を0.45月分削減することとし、今定例会に給与条例の改正についてご提案申し上げているところでございます。

次に、過去5年間の市長給与の推移についてでございます。給料月額削減率については、平成11年度は削減をしておりません。平成12年度、13年度はマイナス5%、平

成14年度、15年度はマイナス10%となっております。期末手当の支給率については、平成11年度が4.95月、平成12年度が4.75月、平成13年度が4.7月、平成14年度が4.65月、平成15年度が4.4月となっております。

また、役職加算率については、平成14年度までが20%、平成15年度が15%となっており、平成12年3月から平成14年3月の間の期末手当については、別途10%の減額措置を行っているところでございます。

なお、平成16年度から2年間、給与月額20%減額及び期末手当の年間支給割合の0.5月分の削減、さらに役職加算割合を5%引き下げることとし、今定例会に条例の改正についてご提案申し上げているところでございます。

次に、14年度におきます部署別超過勤務の実態についてであります、

企画財政部、1,865時間、445万3,000円、

総務部、5,417時間、1,176万3,000円、

市民部、3,399時間、728万8,000円、

保健福祉部、7,486時間、2,162万4,000円、

経済部、2,459時間、509万9,000円、

建設部、4,266時間、1,064万8,000円、

会計課、711時間、178万9,000円、

水道部、4,553時間、1,129万4,000円、

病院、9,847時間、2,673万7,000円、

議会事務局、205時間、49万5,000円、

農業委員会事務局、350時間、69万1,000円、

選挙管理委員会事務局、82時間、25万2,000円、

監査事務局、36時間、11万6,000円、

教育委員会、2,513時間、594万5,000円、

消防、8,798時間、3,394万1,000円となっております。

なお、年間の超過勤務時間が最も多い職員は、建設部土木課の職員で505時間となっております。

次に、年次有給休暇の取得状況についてであります、平成15年1月から12月までの部署別の1人当たり平均の年次有給休暇取得状況は、

企画財政部が5.9日、

総務部が9.2日、

市民部が12.3日、

保健福祉部が12.3日、

経済部が11.0日、

建設部が13.8日、

会計課が10.4日、

水道部が14.7日、

病院が11.0日、

議会事務局が7.0日、

農業委員会事務局が12.9日、

選挙管理委員会事務局が3.2日、

監査事務局が12.4日、

教育委員会が11.7日、

消防が14.1日となっており、全体の平均取得日数は11.7日、1年間に付与される年次有給休暇20日間に対する消化率は58.4%となっております。

次に、休職者等の状況と原因についてであります。過去3年間の状況について申し上げますと、産前産後休暇及び育児休業につきましては、13年度8人、14年度8人、15年度12人となっております。

また、介護休暇につきましては、14年度は1人、15年度2人でございます。病気欠勤につきましては、13年度41人、14年度36人、15年度38人となっており、欠勤の理由といたしましては内科系、脳外科系、整形外科系の傷病等さまざまでございますが、このうち精神神経科系の疾病によるものは、13年度2人、14年度3人、15年度4人となっております。

また、休職につきましては、13年度8人、14年度3人、15年度5人となっております。このうち精神神経科系の疾病によるものは13年度1人、15年度2人となっております。

最後に、嘱託職員、臨時職員の採用状況についてであります。臨時職員につきましては、年に1度期間を定めて臨時職員の登録募集を行うほか、随時にも登録の受け付けを行っており、登録者の中から必要に応じて採用を行っているところでございます。

また、嘱託職員につきましては、専門的な知識を要する職種につきまして選考による採用を行い、その他の職種につきましては、臨時職員登録者名簿の登録者の中から選考を行っているところでございます。

次に、部ごとの配置人員及びその割合について、平成15年5月1日現在で申し上げますと、

企画財政部、臨時職員1人、  
総務部、嘱託職員11人で15.7%、臨時職員8人、

市民部、嘱託職員7人で17.5%、臨時職員3人、

保健福祉部、嘱託職員16人で14.6%、臨時職員32人、

恵風園・恵祥園、嘱託職員20人で35.1%、臨時職員8人、

経済部、嘱託職員2人で4.6%、臨時職員11人、

建設部、嘱託職員1人で2.3%、臨時職員3人、

会計課、嘱託職員1人で16.7%、臨時職員1人、

水道部、嘱託職員1人で2.8%、臨時職員6人、

議会事務局、臨時職員1人、

農業委員会事務局、臨時職員1人、

選挙管理委員会事務局、臨時職員1人、

教育委員会、嘱託28人で18.4%、臨時職員54人、

消防本部、嘱託職員3人で5.3%、

病院、嘱託職員54人で24.6%、臨時職員17人となっております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 吉岡議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、ホームページの件についてありますが、昨年12月24日に書き込みがあり、翌25日にその記載を確認したところであり

ます。直ちに事実関係を調査したところ、該当校からは、道徳の授業の中で指導に一部配慮を欠いた点があったため、問い合わせのあった保護者の方々に対して、その指導方法の趣旨等についての説明とおわびを行い、保護者の方々も理解を示されたとの報告を受けております。

また、その後の経過を踏まえ、該当校から、2月12日に学級懇談会を開催し、学校からは状況説明と各保護者へのおわび、そして今後の改善の方向についての説明を行い、保護者の方々からは忌憚のないご意見を伺うなど、学校の教育活動に対する信頼回復に努めているとの報告を受けております。

教育委員会では、この間該当校に対して、指導力の向上や保護者との信頼関係についての指導、助言を行ってまいりました。今後とも各学校が児童生徒1人ひとりの発達段階を踏まえた指導に留意するとともに、家庭や地域に開かれ、信頼される学校づくりを一層推進するよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、道徳の授業におきます具体的な指導内容、その他につきましては、該当校の児童、保護者、教員などが特定される可能性もあることから、答弁を差し控えさせていただきたいと存じます。

次に、学校体育施設開放事業についてであります。この事業は学校教育活動に支障のない範囲で、学校の体育館等を開放し、地域住民の皆様のスポーツ等の普及振興を図ることを目的としているものでございまして、現在小学校7校と中学校5校を指定し、指定校の屋内運動場と屋外運動場を無料で開放して

いるものであります。

なお、指定校の屋内運動場と屋外運動場を利用できる方は、スポーツ活動と文化活動を目的とした5人以上で構成する団体で、教育委員会に登録したものとなっております。

また、管理体制につきましては、各指定校に管理指導員を委嘱しているところであり、登録団体が屋内運動場を利用した場合に、その管理に対し、1回につき1,500円を支出しております。平成16年度におきましても、地域におけるスポーツ活動等の促進のため、学校体育施設開放事業を継続実施してまいりたいと考えているところでございます。

なお、学校ごとの利用状況につきましては、教育部長から答弁をさせていただきます。

●議長中西勇夫君 教育部長。

●教育部長吉田 讓君 学校体育施設開放に関します学校ごとの利用状況につきまして、私からお答えをさせていただきます。

平成14年度の各学校別の利用種目、利用回数及び利用者数の実績を申し上げます。

中央小は、ミニバスケットボール、野球、サッカーなど449回、1万3,872人。

東小は、YOSAKOI、空手、吹奏楽団など147回、4,864人。

峰延小では、バレーボール、野球、傘踊りなど59回、1,595人。

光珠内中央小は、バドミントン59回、424人。

南美唄小は、ミニバレーボール、サッカー、太鼓など178回、3,086人。

東栄小は、ミニバレーボール、バドミントン210回、3,274人。

茶志内小は、ミニバレーボール、剣道、野

球、193回、3,083人。

美唄中は、バレーボール、YOSAKOI、テニスなど113回、1,435人。

峰延中は、バレーボール、バドミントン、リズム体操など202回、2,257人。

東中は、ミニバレーボール、バドミントン、バスケットボールなど196回、4,644人。

茶志内中は、バドミントン、ソフトテニスなど99回、1,444人。

西美唄中は、ミニバレーボール、バスケットボール、太鼓など107回、911人となっており、全体では2,012回、4万0,889人の利用状況となっております。

●議長中西勇夫君 1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君 自席から再質問させていただきます。

「自立元年」の市長の姿勢についてです。財政が厳しいから、すぐ職員の給与を削減しようというのは、私はもろ手を挙げて賛成ということではできません。というのは、美唄市内の購買力が低下してしまうという問題があるからです。美唄市内の経済状況が悪くなっていく一方のときに、市役所みずからが経済状況悪化に拍車をかけていくような給与の削減ということはすべきではないと考えるからです。

また、職員の皆さんにしても、基本給、期末勤勉手当が減額されていくのでは将来の設計が狂うことになります。「自立元年」に向けての本年度予算では、職員給与を1億5,600万円削減するとしています。家のローン、教育ローン、年金制度が当てにならないから、老後の蓄えもしなければならぬとなると、これから先のことをとても不安と感じながら

働いている人がほとんどだと考えます。

先日の市議会開会に当たって、市長のお示しになった市政執行方針の中に、こう文言があります。「市民の皆さんには、一定の負担や痛みを分かち合うことをお願いしなければならないと考えております。職員には、基本給の削減という、つらく厳しい決断をしてもらっております。市民の皆さんや職員とともに、一丸となった取り組みを進めていくことが、私の責務であると考えております」。私自身の勉強不足かもしれませんが、ここでは市長の負担や痛みには触れられてはいないと思うのです。市民の皆さんはこうです、職員はこうですと、それぞれの負担や痛みには言及していますが、市長自身の痛みは一体どこに書いてあるのでしょうか。

それと、市長公用車の件ですが、平成14年度第2回定例会で、私の先輩の山本清作議員が市長に質問した際に、市長はこう答弁されています。これまでの市長専用から共用の公用車として活用することにしたと。平成14年から今日まで、市長公用車が共用車としてどのように活用されたのか、具体的にお示しく下さい。

ここで1つ例を紹介したいと思います。2002年4月21日、秋田県湯沢市に誕生した共産党市長の鈴木俊夫さんのお話です。湯沢市は人口3万5,000人、美唄より少し大きな市です。この鈴木さんは、市長選挙で掲げた公約で、みずから経費を削減し、生まれた財源を市民生活に役立てること、公用なのか、私用なのかちっともわからないと市民から批判のある黒塗りの市長公用車は廃止し、通勤はマイカーで行く。そして、当選。もち

ろん公用車は廃止したそうです。鈴木さんをそっくりまねたらいいというわけではありませんが、市長の姿勢が問われていることに変わりはありません。自立のイニシアチブをとっていくのは市長ご自身です。荒波に向かう美唄丸のへさきに立って、みずからが波を頭からかぶりながらかじをとる。その意気込みを市民は求めているはずです。市長みずからの痛みと市長公用車から共用車になってからの活用のされ方を具体的に教えてください。

市職員の勤務状況についてお伺いします。病気、けが、いろいろな理由で休職や病欠の事例がありますが、精神神経科系の疾病の方が15年度2名休職しているという事実、これはまさにいまの時代に心の健康を保つのがどれだけ大変かということを物語っていることと思います。

ここで私は、赤旗日刊紙にこの2月に掲載された「心を病む職場」という記事を紹介したいと思います。2001年3月1日、和歌山県の橋本市総務部総務課文書係長だったTさん、当時46歳は、その日仕事に行くとき、職場と反対の方向にある山に向かい、11通の遺書を書き、みずから命を絶ちました。奥さんへの遺書は、「許してください。仕事で疲れ果てました。心配をかけたくなかったので、黙っていましたが、余りに仕事が一時に舞い込み、うまくできなかつた。弱い人間でした。許してください」。Tさんが文書係に配属されてから、情報公開や地方分権関連の条例案の作成が重要な課題になっていました。この仕事は、Tさんにとって極めて負担の重いものでした。亡くなる半年前から連日夜8時、9時まで職場で仕事をし、帰宅

後も1時間休憩した後、午前1時まで仕事をしていました。そのころから不眠と食欲不振に襲われ、胃潰瘍の再発を繰り返していました。当時Tさんが提出した職員申告書には、こう記述されていました。自分の能力以上のものを求められており、非常に苦しい立場にある。体調を崩しており、大きな失敗をしないうちに異動したい。しかし、そんな要望はかなわず、さらに重い業務が加わりました。Tさんの残した市長あての遺書はこう結ばれていました。「もう疲れて修正案を考える気力もなくなってしまった。申しわけない。仕事が多過ぎ、そこまで詰めることができなかつた。もはや死んでおわびするしかない。お許してください。また、何もかもが押しつけられた状態で、本当に苦しい毎日でした。私に相談に来る職員が何十人もいるが、私には相談できる人がいなかった。」Tさんの奥さんは、いろいろありましたが、公務災害を認めさせることができたそうです。こんな例はあつてはならないことですが、全国的には急増していると言われています。こんな悲しい事例は、美唄市役所、美唄の全事業所でも起こしてはならないと思います。

「心を病む職場」の連載では、産業医についても取り上げています。労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業所は、産業医を選任しなければならないとしています。産業医とは、労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行われるように、専門的な指導、助言をする医師をいうそうです。2002年9月、全国で約5万9,500人が活動しているそうです。先ほどのTさんも産業医に適切な処方を受けていれば、自殺

という最悪の結果にはならなかったのではないかと考えます。美唄市役所では、産業医についてはどのようになっていますか。教えてください。

また、先ほどの総務部長の説明の中で、1つわからない点があるので、お聞きします。嘱託職員、臨時職員の採用状況についての、正職員に対する比率ですけれども、部長の読み上げた数からの印象としては、嘱託職員の正職員に対する比率というような印象を受けますけれども、その点嘱託職員、臨時職員の合計と正職員に対する割合なのかどうか、はっきりと示していただきたいと思えます。

また、臨時職員の件についてですが、1つお聞きします。昨年の衆議院選挙の際の臨時職員の採用はどのようになっていたのでしょうか。広く市民に知らせ、不公平、不平等にならないような採用がされていたのでしょうか、教えてください。

次に、2月23日の災害の件ですが、暴風雪と停電のダブルパンチに、電気に頼り切っていた便利さがもろいものであることを身をもって知らされた出来事でした。今後は、これを教訓にして、長時間にわたる停電に備え、電気に頼らないポータブルストーブの貸し出しのための準備や、特に市街地から離れた高齢者の多い地域では、会館や集会所などに自家発電機を準備するなどの万全の備えが必要だと思われそうですが、市長はどうお考えでしょうかお聞かせください。

学校教育ですが、ホームページ上の「小学校1年生の指導法？」についてというこの問題について、市内の学校にはこの件をどのように知らせ、どのような指導をなさったでし

ようか、具体的に教えてください。

学校体育施設開放についてですが、いまは無料ということですが、今後の有料化の考えはありますか。あるならば、その理由を教えてください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 吉岡議員の再質問にお答えいたします。

初めに、自立に関連して職員等の本給への削減でございますけれども、私としては職員の本給に手をつけるということは、大変つらい決断でございました。ただ、こういう市の財政状況から、組合の方とも十分協議を重ね、こういう形をとらせていただいたところでございます。

そして、改めて私のことをいわゆる執行方針に載せると、当然私は職員なり皆さんの痛みよりもっともっとという形で、先ほど総務部長からもご答弁申し上げましたけれども、これまで10%本俸を削減していたのを16年度からは20%、さらに期末手当の0.5カ月分とか、役職加算の減額等々で削減するのはあれなんですけれども、執行方針に改めてそういうものを書くということは、もう当然という考え方でおりますので、載せていないところでございます。

次に、公用車についてでございますけれども、14年度に共用車として購入した部分の利用については、私が75%くらい、そのほかにあと25%は特別職であるとか、あるいは議員さんの皆様等々で、一緒になって使っているところでございます。

また、私としても常に公私の区分ははっきりさせなければならないという形で、市内の

夜の会合というのはどうしても飲食が伴うものですから、そういう場合は当然その場所までは公用車で送ってもらいますけれども、帰りは営業車で、そして自分でお金を払っております。ですから、その辺の公私の区分というものは、私としてはしっかりしているというふうに、自分としても十分気をつけているところでございます。

また、公用車につきましては、先ほども申し上げましたけれども、出張時の時間的なものとか、経費の面などから、と申しますのは、いまご承知のとおり、4人で出張するとします、たとえば札幌に。そうした場合に相乗りで車で行った方が、いま日当というのがないものですから、高速料金とかガソリン代、そういうことを考えた場合に旅費を支給するのとどうなのかなという、そういうものも少しく、小さいお話かもしれませんが、そういうこともあろうかと思っております。そういう形で、現在ある公用車を当面は活用していきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、産業医についてでございますけれども、職員数50人以上の事業所では産業医を選任することとなっております。本市におきましては市立病院の医師を選任をいたしております。産業医の先生には、職員の健康診断結果による個別相談のほか、健康管理面で必要なアドバイスをいただいているところでございます。

次に、臨時職員の採用についてでございますけれども、選挙事務におきましては、その都度臨時職員を数名採用しておりますが、この採用に当たりましては、臨時職員採用登録

簿に登録されている中から選考で採用しているほかに、業務の遂行上、選挙事務の経験がある方を若干採用してきているところでございます。

次に、先般の停電に関してご提案がございましたけれども、いわゆる地域会館等に自家発電装置の暖房等々というお話ございましたけれども、停電の種類にもよりますけれども、今回の場合にやはり家からその場所まで行くというのが大変道路がもう寸断されておりますし、暴風雪があるという形で、そういうものがいいのかどうかということ。それからまた、いまはもうオール電化というんですか、電気がすべてという形で、ポータブルのいわゆる電池で点火されるようなストーブ、そういうものについて市として用意しておくのか、その辺のことも緊急の場合のときの対応というのについても、少しくそれぞれのご家庭で私はご用意をいただくというのがいいのではないかとこのように思っています。いずれにしても、今回の停電を踏まえまして、北海道電力と十分話し合いを進めていくことといたしております。

なお、嘱託、臨時職員の割合については、総務部長の方から答弁をさせます。

●議長中西勇夫君 総務部長。

●総務部長五十嵐義昌君 先ほどの嘱託職員、臨時職員の採用の関係で申し上げましたのは、各部等に配置をした嘱託職員の数と、その配置をしました部内の総職員数に対する割合を申し上げたものでございます。

なお、臨時職員につきましては、短期間の採用のために、先ほどの比率といたしますか、割合からは除外をしたものでございます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 吉岡議員の再質問にお答えを申し上げます。

初めに、ホームページにかかわっての市内各校への対応についてでございますけれども、これはホームページ記載後、直近の1月の定例校長会議におきまして、事実の概要を伝えるとともに、道德の授業のあり方につきまして、研究事業を実施するなど、その改善を図ることを通じて、子供の発達段階に応じた指導に一層留意するよう申し伝えをしたところでございます。

次に、学校体育施設の開放事業についてありますが、先ほどお答え申し上げましたように、現在無料で開放しているところでございますけれども、今後におきましては受益者負担ということ、これは美唄市の財政健全化推進計画におきましても1つの基本となっておりますことから、学校体育施設につきましても、利用者に光熱水費の一部を負担していただくことを検討しているところでございます。

●議長中西勇夫君 1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君 再度お伺い申し上げますけれども、厳しくてもあくまでも自立の道を歩んでいこうとするならば、市長公用車はやめて、営業車なりの活用を考えたらいかかというふうに考えておりますけれども、それについて市長はどのようにお考えなのかお聞かせください。

また、先ほど伺いました産業医についてですが、市立病院の先生にお願いしているというふうなご答弁でしたが、市立病院には精神神経科の専門の先生はいらっしゃいませんの

で、精神神経科のようなデリケートな疾患の専門の診断はできないというふうに思われます。いま精神神経科の受診は美唄市内の母町周辺には外来がありません。私も身内に受診している者がいますので、市外の医院に通院していますが、冬場の通院にはとても苦労しています。先日も高速道路が雪で通行どめになったということで、国道12号線は大渋滞で大変でした。精神神経科の薬は、都合で最大2週間分しか出せないというものもたくさんあります。市内に外来があったらと感じているのは私だけではないはずです。ぜひとも美唄市立病院に精神科の外来を設置して、市内で働く方々の心の健康のために、その先生に産業医として専門的な指導、助言をされるよう要望いたしますが、これに対して市長はどのようにお考えでしょうかお聞かせください。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 吉岡議員の再々質問にお答えいたします。

公用車についてでございますけれども、この公用車というのは、先ほど来何度も申し上げておりますけれども、共用車で、皆さんと一緒になって使っているということをひとつぜひご理解いただきたいということ。そして、私以外にも特別職であるとか議会議員の皆さん、また一般職も同様に使っているという現状もあります。そういう形で、いまあるものを云々という形ですけれども、少しく経費の面あるいは効率の面等々で検討はしてみたいと思っておりますけれども、いまある公用車については、やはり私としてはいろんな効率の面から必要であるというふうに考えておりますの

で、ご理解をいただければというふうに思っているところでございます。

次に、産業医の選任についてでございますけれども、いま労災病院で週1回、1日精神科医が来られております。それで、引き続き新年度も週1回来られて、継続されるという、大学は変わるように聞いておりますけれども、来られるというふうに聞いているところでございます。

ただ、その先生に云々ということじゃなくて、産業医の選任については、産業医としての資格取得に当たっては、メンタルヘルスケアについても研修を受けておりますので、精神面も含めた全般的なアドバイスをいただくこととなっております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君（登壇） 平成16年度第1回市議会定例会に当たり、さきに通告してあります大綱2点について、市長並びに教育長に質問します

大綱1点目の医療行政について、1つは高齢者の「高額医療費」償還払いについてお伺いします。平成14年10月に老人保健法の改正があり、高齢者の医療費自己負担が定率1割になったのに伴い、患者の一部負担金が一定の限度を超える場合、超過した金額が償還される高額医療制度に変更されました。高齢者の医療費負担の軽減のために設けられた制度で、高齢者の方にとっては朗報であります。しかし、この制度についてまだ知らない方がいます。

1つには、本市において償還払いの仕組みと周知徹底について、どのような対応をされ

ているのか。

2つには、改正後の払戻しの状況について、該当者数と未申請者の人数と未償還分の金額についての2点について、市長にお伺いします。

続きまして、2項目目の乳幼児医療について市長に質問します。1つ、乳幼児医療費の助成についてですが、美唄21世紀まちづくりプランの中には、新たな時代のまちづくりの視点として、少子高齢化社会への対応という項目には、個人の価値観の多様化や女性の社会進出など、さまざまな社会状況の変化により出生率が低下し、少子化が進んでいること。

また、急速な高齢化により人口の年齢構成も大きく変わってきており、21世紀は本格的な人口減少型の少子高齢化社会を迎えようとしていること。

このため、安心して子どもを産み育てる環境づくりや、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要であること。

おおむねこのように書かれていました。長引く不況の中で生活は厳しく、子どもを産み育てる年代の方にとっては、特に医療費は生活費への負担が大きいものがあります。

2003年北海道保険医会が949名の保護者からの子どもの医療についてアンケート調査をしたところ、回収結果では、年間にかかった医療費1万円から5万円が44.2%、1万以上が30.9%ということで、保護者の8割が医療費を負担に感じており、「大変負担である」が46.2%、「少し負担」が39.3%で、9割の方が乳幼児医療年齢の引き上げを求めているということでした。

本市においては、産婦人科が廃止の方向にもあることから、今後においては他市への通院をしなければなりません。出産前後には通院回数もふえます。大きなおなかを抱え、他市へ通院することを考えると、大変。美唄市から産婦人科をなくさないでという声が非常に多く聞かれます。子どもを産み育てるのには、ますます厳しい状況にあります。

2月26日の新聞報道に掲載されていましたが記事によりますと、2004年度の北海道予算案の少子化対策では、ことしの10月から通院、入院、いずれも就学前まで助成の拡大措置を図っていくとのことですが、本市においてもさらなる拡大が望まれますが、市長の前向きなお考えをお伺いします。

大綱2点目の教育行政について、教育長に質問します。教育行政執行方針の中で教育長は、21世紀を担う子どもたちには、完全学校週5日制の下で、確かな学力の向上、育成、そしてたくましく生きるための健康や体力の向上を図るために、学校教育の一層の充実が必要である。地域の特性を生かし、家庭や地域社会と一体となった新しい時代の学校教育、社会教育及び社会体育の充実に努めてまいりますと述べられておりました。

いま子どもたちが安全で安心していられる環境としては、非常に厳しい社会になっています。連日のように報道される事件には、深刻化する少年犯罪の低年齢化や、被害者も加害者も子どもという痛ましい事件もありました。このような背景には、青少年の異年齢、異世代間交流の減少や家庭の教育力の低下、地域の教育力の低下、青少年の問題行動の深刻化などがあると考えられています。このほ

ど平成16年度の文部科学省における少子化対策の中の1つとして、「子どもの居場所づくり」新プラン、「地域子ども教室推進事業」の新事業がスタートすると聞きました。具体的にはどのような事業でしょうか。

2点目は、この事業の中で「子どもの居場所づくり」コーディネーター等の配置などの実施も行うと聞いているのですが、この点も含め事業内容についてのご説明と、教育委員会として文部科学省で出された新規事業についての取り組みについて、どのようにお考えになりますか、教育長にお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 谷内議員の質問にお答えします。

老人保健の「高額医療費」の償還払いについてでございますけれども、平成14年10月に健康保険法が改正をされ、高額医療費についても、外来・入院ごとの月額上限額から個人ごと、世帯ごとの月額上限額となり、世帯で合算した額が月額負担額を超えた場合に払い戻しされることとなりました。

なお、払い戻しの申請につきましては、該当となった方に申請されるよう通知をしており、初回に手続きをしていただきますことにより、その後は本人指定の口座に振り込むことといたしております。

また、保険証の更新時には、パンフレット等を同封するなどして周知を図っているところでございます。

「高額医療費」の払い戻し状況については、改正された平成14年10月診療分から現在までで、対象件数は6,697件、4,824万4,000円となり、そのうち払い戻し済み

が6,238件、4,587万7,000円ありますが、まだ申請のない方が459件、236万8,000円となっております。

次に、乳幼児医療費の助成についてでございますが、本市においては北海道医療給付補助要綱に基づき事業を実施しており、3歳未満児については、入院以外にかかる医療費、6歳未満については入院・入院外にかかる医療費に対して、初診時一部負担金を除いた医療費の助成を行っているほか、独自施策として、20歳未満の子を3人以上扶養している世帯の7歳未満まで入院、入院・入院外にかかる医療費を助成いたしているところでございます。

なお、現在北海道では、医療給付事業を見直し、乳幼児医療費助成については、助成範囲を入院・入院外ともに就学前まで拡大すること、所得に応じて一割負担を導入することについて、道議会において現在審議されております。本市としては、今後とも北海道の補助要綱の改正に合わせ、乳幼児の医療費助成事業を実施してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 谷内議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「子どもの居場所づくり」新プラン、「地域子ども教室推進事業」についてでございますが、この事業はただいまご質問にもございましたが、小中学生が関係する非行、暴力行為の低年齢化が進んでいる実態、家庭や地域の教育力の低下といった状況に対しまして、心豊かでたくましい子どもを社会全体ではぐくむため、学校等を活用して、子どもたちの居場所をつくろうとするものでござい

ます。具体的には、校庭や教室等に子どもの居場所を設け、指導者などを配置し、スポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を実施するものであり、放課後を中心に週1回程度、年50日程度実施することとなっております。

市町村は、行政、PTA関係者、NPO等から成る実行委員会を設置し、活動指導員や子どもの居場所体験メニューをつくったり、地域の人材を発掘して活用するコーディネーター等を配置し、事業運営を行うものでございます。子どもの居場所ということでは、現在本市では子育て支援策としての放課後児童施設を市内3カ所で開設しているほか、学校週5日制に伴いまして、市民の方々のボランティアによる子ども囲碁教室や保健福祉部との連携を図りながら、世代間交流を行っているところであり、新年度にはまた文化庁が行う伝統文化子ども教室の実施に向けましても、市民の方が現在計画を進めているところでございます。このように地域子供教室と似た趣旨の事業も実施、検討しているところでございますが、お尋ねにございましたこの新規事業についての取り組みに当たりましては、地域や学校、また関係団体等と一緒に検討していかなければならないものと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君 自席から再質問をさせていただきます。

1つには、高齢者の「高額医療費」償還払いについて、先ほどのご答弁から未支給が7.3%ということは、支給率92.7%ですから、努力されていると思っておりますけれども、459

件の未支給で、金額にして236万8,000円ということで、トータルすると大きな金額になります。それぞれ1つひとつ見ますと、状況はあるかと思いますが、厚生労働省では昨年3月に各市町村に対して、高齢者の実務負担を軽減するために、都道府県に対して該当者への個別通知、領収書の添付不要、初回のみで、以後は申請不要などの通知を行っているということで、本市でもそのような対応もされているということです。あと、該当者が高齢者であるということから、お年寄りにもわかるような周知の方法について検討を考えてはいかがでしょうか、市長にお伺いいたします。

2点目は、「子どもの居場所づくり」新プランの「地域子ども教室推進事業」についてですけれども、教育長は執行方針で述べられましたところの社会教育について、心身ともにたくましく、心豊かな子どもたちを育てるために、家庭、地域、学校のパートナー意識の高揚が必要であることや、放課後児童対策事業については、家庭との連携を図り、適切な場を提供することで、子育て支援の充実に努めていくことを述べられています。

先ほどのご答弁の中で、市として取り組んでいる内容もあり、さらに新たな伝統文化教室も計画を進めているということで、実現の運びになったときには、多くの子どもたちに知っていただけるような対応をお願いします。家庭、学校、地域が一体となった子どもの居場所づくりは、安全、安心の場でもあり、人づくりの場でもあると思います。市民の方からは、週休5日制になって、土曜日は家庭や地域の中で、学校では経験できないことをさ

せようという当初の目的が現実にはもろもろの事情でできない状況です。共働きの家庭がふえ、必ずしも親は土曜日、日曜日休みとは限らず、また少子化の影響もあり、昔は町内会にあった子ども会も成り立たず、子どもだけ土曜休日ですと。月に数回土曜日子供が集まり、年少者、年長者の方々と交流できる場や多種職業体験、芸術、文化、スポーツ等の体験をさせてあげられたらよいと思います。子どもも大人も、この地域にはあの人がいると、お互いに関心を持って暮らせる美唄になると、すてきなまちになりそうという声が聞かれました。

本市にとって大切な未来の人材である子どもたちのために、放課後や週末を使って、家庭、学校、地域が一体となって行う「地域子ども教室推進事業」の取り組みができるよう検討をしていただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 谷内議員の再質問にお答えします。

高額医療費償還払いの周知徹底についてでございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたが、該当者の方々に郵送で通知をしておりますが、今後もっと高齢者の方にもわかりやすい内容で、そして申請を促す通知の回数もふやすなどして対応してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれをもって延会いたします。

---

午後3時08分 延会